

第31回小山市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日(月)午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 17人

会長 19番 山中 哲(議長)

1番 舘野 強志

2番 須藤 正達

3番 篠崎 巖

4番 片柳 伸三

5番 板子 博昭

6番 山野井 登喜江

7番 石川 敦子

8番 町田 守夫

10番 町田 利郎

11番 永嶋 朋子

12番 小久保 吉雄

14番 大塚 稔

15番 山本 光康

16番 橋本 政昭

17番 本橋 信男

18番 上野 明宏

欠席委員 2人

9番 知久 六丸

13番 佐山 光以

4. 議事日程

議事録署名人の指名

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画
(一括方式)の承認について
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用配分計画案
について(再配分)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件
について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件
について
報告第4号 競売農地の転用届出による権利の取得者としての適格証明願について

5. 農業委員会事務局職員

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	高山	芳雄
	主査	金澤	卓哉
	主事	湯澤	正人
	主事	山中	啓
農地利用最適化推進係	係長	篠崎	吉勝
	主査	笹崎	ひろ子

事務局 ただいまより、第31回小山市農業委員会総会を開会いたします。総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は17名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、山中会長にご挨拶をお願いいたします。

議長 (あいさつ)

議長 それでは、お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思えます。始めに、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。いかように選出したらよろしいか諮ります。

(議長一任との声あり)

議長 それでは、議席番号4番片柳伸三委員、15番山本光康委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の湯澤主事を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法 第3条 農地等の権利移動に関する 許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページ、別紙位置図1、2ページをご覧ください。

今回は、3件の申請がございました。

まず、番号1番 につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは、売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 588㎡

権利取得後の経営面積は : 607a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は: 4人

申請地は、自宅から5kmのところの位置する農地です。

農地10a当たりの対価は : 28万円です。

以上が1番でございます。

続いて、番号2番 につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは、売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は：畑1筆 面積 1,556㎡

権利取得後の経営面積は：75a

農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は：3人

申請地は、営農拠点から5kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの対価は：28万円です。

以上が2番でございます。

なお、番号2番の受け人は栃木市の農業者2名と古河市の新規就農者1名で令和3年に立ち上げられた法人であり、今年9月に一度許可を農地法第2条第3項で定められた要件のすべてを満たしている農地所有適格法人であることを確認しております。

続いて、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は田2筆 面積 1,490㎡

権利取得後の経営面積は：172a

農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は：2人

申請地は、自宅から6kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの対価は：33万円です。

以上が3番でございます。

以上、3件の案件につきまして、受人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまふ。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番

番号1番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

受け人の娘が土地収用、農地転用許可により土地を取得し、住居を移転しまし

た。

娘の住居の隣接地農地を受け人が耕作するために売買で取得する話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。

従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

19番

番号2番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

受け人は今年の9月に新規就農者として、下限面積取得を条件に許可を受けた法人です。

作目の耕作経験がある栃木市の農業者を中心に、境町、古河市、小山市にて水稻及びニラを耕作する計画です。

土地の渡し人は9月の申請と同じ土地所有者であり、以前から農地の売買について話がまとまっておりました。

今まで耕作していた方の稲作が終わるのを待ち、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

15番

番号3番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農地を相続しましたが、農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。

申請地の近くで農業を営む受け人に相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。

従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、ただいまの案件について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長

それでは、お諮りいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議 長

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図3ページでございます。

今回は、1件の申請がございました。12月16日に調査委員会2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、農業用倉庫でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆、面積739㎡。

申請の理由ですが、申請者は梨の生産を主とした農業をしております。昭和48年ころ、収穫量の増加に伴い、農業用倉庫が必要となり、申請地に農業用倉庫を建て、農機具置場や保管庫、冷蔵庫として利用してきました。新たに農地を取得する計画をしたところ、申請地が農地法の手続きを得ていないことが判明しました。今後も梨の生産を続けるうえで、農業用倉庫としての利用が必要であることから、適正化するために今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、農業用施設への転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況は、北側、東側、南側は宅地、西側は申請者所有の畑。

以上が番号1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、薪置場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積130.46㎡。

申請の理由ですが、申請者は申請地西側の土地を今年の6月に住宅建築のために農地転用許可を取りました。現在建築工事中で来年の3月に完成予定です。これまでの住居は来年1月から解体が始まります。新たな住宅では薪ストーブを利用する予定があり、その薪として解体の際に発生する材木を利用したいとの計画がありま

す。申請地を一時転用により、薪として利用するための薪置場として利用することを計画し、申請に至りました。一時転用期間で材木の半数以上を消費する計画で、材木が残った場合は住宅の敷地内に移動させ、申請地を農地に復元することのことで、原形復旧誓約書が添付されております。また、事業計画通りに転用し、計画に反した場合には農業委員会の指導に従い、許可取消がされても異議がないことの確約書を添付されております。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、一時転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況は、北側は道路、西側は宅地、東側、南側は申請人所有の畑。

以上が2番でございます。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

7番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申請人は梨の生産をする農家です。申請地に農業用倉庫を建て、梨の冷蔵庫や選果場として利用してきましたが、新たに農地を取得するために、自己所有地の調査をしたところ、農地法の許可を得ていないことが分かりました。今後も梨の生産を続けるうえで、倉庫として利用することが必須であることから、今回の申請に至ったとのことでした。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われれます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申請地の隣接地で住宅を建築しているところですが、その住宅で薪ストーブを利用する予定があります。現在の住居を解体する時に出る材木を、薪として利用したいとのことで、その薪置場として申請地を利用するために、今回の申請に至ったとのことでした。あくまで一時的な転用であり、期間満了後は農地に復元するもので、農地復元の誓約書を添付させております。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われれます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。この議案についてご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書4～5ページ、別紙位置図4～7ページでございます。

今回は9件の申請がございました。12月16日に調査委員会2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、資材置場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積210㎡。

賃借権設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は建築工事、内装工事を業とする法人です。

資材を代表取締役の実家敷地に置いていましたが、飽和状態であるため、実家に隣接する農地に資材の一部を置いていたことが判明しました。法人名義で資材置場を確保することで、農地にある資材を申請地に移すことを計画しました。許可後は資材を移すことで農地に戻すことの誓約書が添付されております。申請地は営業所から近く、搬出搬入が容易な道路に接していることから資材置場として適地であるため、今回の申請に至ったとのことでした。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために

行う転用であり、事業の目的を達成する上で申請地が必要であると認められ、申請地の面積が事業敷地の総面積の3分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側、西側は山林、東側は道路、南側は宅地。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積323㎡。

使用貸借権の設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人夫婦は足利市の借家で子ども1人と3人で居住しております。子どもの成長により手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近く、両親の介護をすることや、子どもの面倒の協力をしてもらうことなど、自己用住宅として適地であることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後、水路へ放流とのことで思川西部土地改良区の同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は道路、西側は宅地、東側は譲渡人所有の畑、南側が水路。

資金計画につきましては、事業費4,000万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

つづきまして、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、送電鉄塔除却のための工事用地および搬入路でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆。

賃借権の設定を伴う一時転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は東京電力のグループ会社でJR東日本から工事用地取得業務を委託されている法人です。JR東日本では東北本線の鉄道運行のため発電所から変電所へJR東日本の送電線を使用して運転用電力を送電しておりましたが、安全輸送の向上のため、JR東日本の送電線ではなく、東京電力の送電線を利

用し変電所へ送電する方法に変更することになりました。それに伴い、不要になる J R 東日本の送電線及び鉄塔を撤去する工事を行うことに伴い、鉄塔周辺の農地を工事用地として一時的に使用するために今回の申請に至ったとのことです。

申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、送電鉄塔除却のための工事用地及び搬入路として利用するための一時転用であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

資金計画につきましては、全体事業費 71 万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が番号 3 番でございます。

つづきまして、番号 4 番、番号 5 番をご覧ください。番号 4 番、番号 5 番は同一の事業であるためあわせて説明いたします。

転用の目的は、太陽光発電設備でございます。

転用しようとする土地は、畑 2 筆、合計面積 1, 931 m²。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は太陽光発電を業とする法人で、電力需要に貢献してきました。申請地はまとまった面積を確保でき、周囲に採光を遮る障害物がないため太陽光発電事業に適しているため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地、山林に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第 2 種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、東側、西側は宅地、北側は畑、南側は山林。

資金計画につきましては、事業費 1, 749 万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が番号 4 番、番号 5 番でございます。

つづきまして、番号 6 番をご覧ください。

転用の目的は、太陽光発電設備でございます。

転用しようとする土地は、畑 1 筆、田 2 筆、合計面積 1, 749 m²。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は太陽光発電を業とする法人で、電力需要に貢献してきました。申請地は十分な面積を確保でき、周囲に採光を遮る障害物がないため太陽光発電事業に適しているため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地、山林に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側東側は道路、西側は宅地、南側は山林。

資金計画につきましては、事業費1,888万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が番号6番でございます。

つづきまして、番号7番をご覧ください。

転用の目的は、駐車場でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆、合計面積3,497㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は運送業を行う法人です。主に建築資材や鋼板の運送を扱っておりますが、運送量が増加していることから、トラックを増やす必要があります。現在の車両置場の面積では駐車スペースが足りないことに加え、車両置場の半分が借地であり、近いうちに返すよう言われていることから、車両置場を確保する計画をたてました。申請地は国道新4号沿いにあり、運送業に便利であることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地、雑種地、道路に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側東側は宅地、西側、南側は道路。

資金計画につきましては、事業費2,784万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が番号7番でございます。

つづきまして、番号8番をご覧ください。

転用の目的は、駐車場でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、合計面積4,045㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は貸倉庫業を行う法人です。申請地の隣接地を物流倉庫敷地として各企業に貸し出しております。多くの企業から空き倉庫の問い合わせを受けていることから、新たな倉庫の建設を計画しました。現在の敷地内に倉庫を建設することに伴い、駐車場敷地が削られることから、申請地を駐車場として利用

することを計画し、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存敷地面積から1/2以内の面積の転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側東側は畑、西側は道路、南側は雑種地。

資金計画につきましては、事業費1,979万円で、自己資金で賄うとのこと、残高証明書が添付されております。

以上が番号8番でございます。

つづきまして、番号9番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、合計面積499.02㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は宇都宮市のアパートで生活しておりますが、子どもができる予定があることから、自己用住宅を建てる計画をたてました。申請地はお互いの通勤に都合が良く、敷地面積も十分に確保できることから、住宅建築に適しているため、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は宅地、雑種地、道路に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側南側は雑種地、西側は宅地、西側は畑。

資金計画につきましては、事業費4,000万円で、融資で賄うとのこと、融資証明書が添付されております。

以上が番号9番でございます。

以上9件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

5番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申請者は建築業を行う法人です。資材を代表の実家に置いていましたが、資材の

一部が実家に隣接する畑に置かれていることが分かりました。申請地を資材置場として転用許可を得ることで、資材を移し、農地に戻すことを計画しました。申請地は道路沿いにあり、搬出搬入に都合が良いことから、申請に至ったとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われま
す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、足利市の借家で家族3人で居住しております。子どもの成長により手狭になるため、住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近くお互いの生活の協力することができることから、住宅地として適しているため、今回の申請に至ったとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われま
す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番

番号3番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

J R東日本では東北本線の運行のために、運転用の電力をJ R東日本の送電線を介して変電所へ送電しておりましたが、東京電力の送電線を使用して送電する方法に変更になるため、J R東日本の鉄塔が不要になるとのことです。申請地は鉄塔の隣接に位置しており、鉄塔の除却工事に必要になるため、今回の申請に至ったとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われま
す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番

番号4番、番号5番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、太陽光発電を業とする法人です。新たな事業地を探したところ、申請地はまとまった面積を確保でき周囲に採光を遮る建物もないため、太陽光発電設備の設置に適していることから、今回の申請に至ったとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われま
す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番

番号6番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、太陽光発電を業とする法人です。新たな事業地を探したところ、申請地はまとまった面積を確保でき周囲に採光を遮る建物もないため、太陽光発電設備の設置に適していることから、今回の申請に至ったとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ
ます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

17番

番号7番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いま
した。

受け人は、運送業の法人です。運送の量が増えていることから、トラッ
クを増やす必要があるため、車両置場を確保する計画をたてました。申請地は国道新4号沿
いにあり、運送業に便利であるため、車両置場として適しており、今回の申請に至
ったとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ
ます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

18番

番号8番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いま
した。

受け人は、貸倉庫業を業とする法人です。申請地の隣接地を物流倉庫と
して各企業に貸し出しておりますが、空き倉庫の問い合わせを多数受けて
いることから、新たな倉庫の建設を計画しました。倉庫を建設するに伴
い、駐車場敷地が不足するため、申請地を駐車場として利用することを
計画し今回の申請に至ったとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ
ます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番

番号9番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いま
した。

受け人は、宇都宮市のアパートで生活しており、今後子どもが生まれ
る予定があります。今後の生活のために自己用住宅の建築を計画しまし
た。申請地はお互いの通勤に便利な位置にあることや、既存集落内に
あり、十分な面積を確保できることから、住宅建築にてきしているた
め、今回の申請に至ったとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ
ます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案について
ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議長 議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 非農地証明願 につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、別紙位置図8ページでございます。

今回は、2件の願出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積396㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和30年頃から宅地として利用されてきました。分家住宅の建築のため調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも52年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

願出地は、畑3筆田1筆、面積1,363㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和31年以前から宅地として利用されてきました。願出人が相続登記をしたところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも58年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

以上、2件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

15番 番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。
願出地は、昭和30年から願出人の住宅として利用されてきました。分家住宅のため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。
願出地は、昭和31年から住宅として利用されてきました。願出人が相続したところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと

です。
ただいまの事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第4号「非農地証明願について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第4号「非農地証明願について」、可決いたします。

議 長

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらを先に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

はじめに、議案第5号のうち8ページ記載の「利用権設定」分の、番号6番は、須藤正達委員に関する案件ですので、須藤委員は、一旦退出願います。

(須藤委員退出)

議 長 「利用権設定」分の番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第5号のうち、「利用権設定」分の番号6番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」のうち「利用権設定」分の番号6番について、可決いたします。

議 長 須藤委員は入場してください。

(須藤委員入場)

議 長 つづきまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」の「所有権移転」の番号1番から4番並びに「利用権設定」のうち番号1番から5番及び7番から39番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第5号の「所有権移転」の番号1番から4番、並びに「利用権設定」のうち番号1番から5番及び7番から39番について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」の番号1番から4番、並びに「利用権設定」のうち番号1番から5番及び7番から39番について、可決いたします。

議 長

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらを先に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

はじめに、議案第6号のうち、番号6番及び24番は、須藤正達委員に関する案件ですので、須藤委員は、一旦退出願います。

(須藤委員退出)

議 長

番号6番及び24番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第6号のうち、番号6番及び24番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち番号6番及び24番に

ついて可決いたします。

議 長 須藤委員は入場してください。

(須藤委員入場)

議 長 次に、議案第6号のうち、番号9番は、山本光康委員に関する案件ですので、山本委員は、一旦退出願います。

(山本委員退出)

議 長 番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第6号のうち、番号9番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち番号9番について可決いたします。

議 長 山本委員は入場してください。

(山本委員入場)

議 長 つづきまして、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち、番号1番から5番、7番と8番、10番から23番、及び25番と26番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議等はございませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」、番号1番から5番、7番と8番、10番から23番、及び25番と26番について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」、番号1番から5番、7番と8番、10番から23番、及び25番と26番について、可決いたします。

議長 議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用配分計画案について（再配分）」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議等はございませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用配分計画案について（再配分）」について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 による農用地利用配分計画案について（再配分）」について、可決いたします。

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、事務局の説明

を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議長 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出の事務局長専決処理件について」及び、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議長 報告第4号「競売農地の転用届出による権利の取得者としての適格証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了となりますが、他に何かございますか。

(特になし)

議長 以上をもちまして、第31回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分)